

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：インドネシア国電動二輪車産業振興・サプライチェーン強靱化に向けた情報収集・確認調査  
(QCBS)

調達管理番号：22a00888

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者とする契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年3月1日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インドネシア国電動二輪車産業振興・サプライチェーン強靱化に向けた情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2023年5月 ～ 2024年7月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) 前金払の制限  
本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。  
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
  - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Hattori.Kazuki@jica.go.jp](mailto:Hattori.Kazuki@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ第一チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 3月 7日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月 14日 12時
3	質問への回答 3月8日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 3月 13日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年 3月 17日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 3月 24日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 4月 7日10時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： <a href="mailto:e-propo@jica.go.jp">e-propo@jica.go.jp</a> )

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口  
CC: 担当メールアドレス

### 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）、及び別提案書

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

- １）プロポーザル・見積書
- ２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（５）電子入札システム導入にかかる留意事項

- １）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）
- ２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## ９．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点８０点、価格評価点２０点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第２章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（２０２２年４月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

## 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

### 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

#### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「インドネシア国電動二輪車産業振興・サプライチェーン強靱化に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

インドネシアでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、2021年にはGDP成長率は概ね4%まで回復し、今後も中所得者層増加による消費拡大、2030年頃まで続くと見込まれる人口ボーナス期による経済成長が見込まれている。一方、中進国の罫を回避した成長の質の向上や加速化を図るには、インフラ整備の加速化、投資環境整備及び国際競争力の強化、産業・人材の高度化が課題となっている。

民間セクター開発において、インドネシア政府は国際競争力のある産業の育成や国内リソース活用に注力しながら産業開発を推進し、インダストリー4.0導入に向けたロードマップ（Making Indonesia 4.0）を2018年4月に策定している。同ロードマップ上での競争優位の可能性の高い7つの分野に自動車産業（四輪車・二輪車）は位置づけられている。特に、電動車両（EV）は、インドネシアにおける産業開発の重要な課題であり、国家産業開発計画（RIPIN）2015-2035では、EVを産業の最優先事項とし、国家中期開発計画（RPJMN）2020-2024においてもその方向性が明確に打ち出されているほか、自動車産業関連では大統領令2019年第55号や工業大臣令2020年第27号（現在は2022年第6号に改定）により、主にバッテリー電動車両の推進のための施策が規定されている。

インドネシアは、インド・中国に次ぐ世界3位の二輪車販売市場である。その販売台数は、新型コロナウイルス感染症拡大期には300～500万台規模に低下したものの、600～700万台規模で推移している。

インドネシアのジョコ大統領は、二輪車においても電動車両の普及、生産、輸出に強い意欲を示している。インドネシア工業省は、前述の工業大臣令の中で、2035年に二輪車販売1,500万台のうち30%を電動二輪車とする目標を設定し、電動二輪車の普及に注力するとともに、電動二輪車の東南アジア地域における主要市場としてだけでなく、中長期にバッテリー等主要部品も含めた完成車両の製造拠点となることも目指している。

同ロードマップの目標実現に向けては、電動二輪車に係る研究開発、国内生産に向けたバッテリー等の規格・基準の策定、裾野産業育成、産業人材育成、電動二輪車普及のためのインフラ整備等、包括的な施策の実施が求められる。また電動車両用のリチウムイオン電池の主要材料であるニッケルの埋蔵量が豊富であるインドネシアでは、将来的に、主要部品のサプライチェーンへの貢献も期待され、電動二輪車の普及や関連産業の発展は、世界的な環境意識の高まりに伴う、カーボンニュートラル社会への貢献だけでなく、新規設備投資や雇用機会等、社会経済開発上の大きなインパクトが期待されている。

一方、インドネシアにおける電動二輪車産業は初期段階であり、電動二輪車の普及の観点では、不十分な電動二輪車のスペック（航続距離・速度）、高額な車両価格、充電インフラの未整備等の課題があり、国内での生産の観点を加えると、高額な設備投資や部品供給体制が限られているといった課題も指摘されている、

### 第3条 調査の目的と範囲

本調査は、自動車産業ロードマップの目標実現に向け、インドネシアにおける電動二輪車の需要・供給面から普及見通しを分析し、課題を把握するとともに、インドネシア国内で実施されている施策を踏まえ、段階的な現地生産化、バッテリー規格の標準化やサプライチェーンの形成等、官民を問わず我が国の強みを活かした貢献策の検討を行うものである。

受注者は、上記目的を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

### 第4条 調査実施の留意事項

#### (1) 対象となる電動二輪車

本調査では、電動二輪車全般を調査対象としつつも、我が国の貢献策の検討にあたっては、電動二輪車普及の課題である航続距離や充電時間の解決策となり得る交換式バッテリーを共同利用する電動二輪車を主要な検討対象とする。車両本体に加えて、交換式バッテリーやバッテリー交換ステーション等インフラも調査対象とすること。

#### (2) インドネシア政府関係機関

本調査にあたっては、インドネシア工業省（国際協力局／海運・輸送・貿易機器局）及び同省傘下の工業材料・製品技術センターを関係機関とした実施を想定している。

ただし、電動二輪車の普及や同産業の振興に関連する機関は多岐にわたり、エネルギー・鉱物資源省、運輸省の関与の外、各種財政上のインセンティブに関しては、財務省が予算を所掌している。現地において、省庁や傘下機関との調整のメカニズムがどの程度機能しているか、現時点では必ずしも明らかではないことから、工業省をカウンターパートとしつつも、必要に応じ、他省庁や関係機関からも情報収集や協議を行うこと。

#### (3) 日系メーカーの動向を踏まえた貢献策の検討

インドネシアの二輪車市場において、日系4社（ホンダ（約7割）、ヤマハ、カワサキ、スズキ）のシェアは、9割以上を占めていることから、同国市場における日系二輪メーカーの電動二輪車普及に向けた関心は高く、インドネシア側も注視している。まず日系企業の動向を踏まえ、車両本体や、基幹部品（バッテリー、パワーコントロールユニット、モーター）のサプライチェーンの状況について、日本国内を中心とした現状を把握するとともに、インドネシア市場への本格展開に向けた日系メーカーの優位性・課題に関し情報収集を行うこと。

特に、インドネシア工業省は、日系メーカーが交換式バッテリーとその交換システムを共通仕様として、国内で標準化した経緯に関心があることから、バッテリーの安全性も含めた、これら仕様の標準化について情報収集を行うこととし、日系メーカーの動向を踏まえた上で、本邦技術・サービスの優位性を踏まえつつ、いわゆるODA案件に限定されず、官民を問わず我が国として実現可能な貢献策を検討すること。

#### （4）他国事例の調査（デスクトップ調査）

本調査はインドネシアを対象に実施するものであるが、電動二輪車市場の現状分析のため、ベンチマークとなる他国の状況やこれまでの経験についてデスクトップ調査による情報収集を行うこと。電動二輪車の普及や現地生産が進んでいると考えられる国や比較的インドネシアと電動二輪産業の発展レベルが近いと考えられる国等、ベンチマークの対象となる3か国程度選定し（南アジアや東南アジア諸国を想定）、他国事例の調査を行うこと。また、他国によるインドネシア市場進出の動向についても情報収集を行うこと。

#### （5）現地におけるパイロット事業及び本邦招へいの実施

本調査にあたって、インドネシア工業省及び関係機関は、基幹部品であるバッテリーの規格の標準化による利便性の向上や適合性評価を通じた安全性確保等に関心が認められることから、本調査と同時に、バッテリー性能に係るパイロット事業の実施を想定している。<sup>2</sup>

具体的なパイロット事業の内容については、調査開始後、インドネシア側と協議の上、決定することとするが、前述のとおり、インドネシア工業省は、我が国における電動二輪車用バッテリーの規格の統合に関心を有している。現在、インドネシアにおいては10を超える規格が存在すると言われており、インドネシア政府は規格の統合へ意欲を示しているものの、具体的な道筋は示せていない状況にあることから、規格に関連したパイロット事業の実施が想定される。

例えば、インドネシア工業省傘下の工業材料・製品技術センターは、鉛蓄電池の試験設備一式を保有しており、また、電動二輪車で利用されるリチウムイオンバッテリーの評価試験に向けた意欲を示しているものの、電動二輪車で利用されるようなバッテリーの試験に適した設備を有していないことから、規格への適合性試験の実施体制構築に向けたパイロット事業が期待されている。

上記はあくまで例示であり、実際のパイロット事業の内容については、本調査開始後、インドネシア工業省との協議結果を踏まえて決定されるものであり、電動二輪車産

<sup>2</sup> プロポーザルにて提案すること。

業の振興に向けた有効となり、かつ我が国の技術的知見を活かせる取組をパイロット事業として設定すること。またパイロット事業の一環として、カウンターパート関係者を本邦に招へいし、日本政府関係者、日系メーカー、関係団体等との意見交換や電動二輪車に係る各種実証の取組、日本での規格整理統合の経験を紹介する機会を設けること。<sup>3</sup>

#### (6) 研究開発・技術革新・関連サービスの動向把握

電動二輪車産業の付加価値に注目し、車両のみならずソフトウェア開発も含めた技術革新の動向を調査すること。配車や宅配サービス、充電・バッテリー交換等、関連産業やサービスにおけるスタートアップを含む現地企業の活動も情報収集を行うこと。

#### (7) 他機関による事業の成果の活用

今後の貢献策検討にあたっては、本事業と関連した我が国他機関による事業成果の活用も検討すること。例えば、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、交換式バッテリーのシェアリング実証研究を2018年度から2021年度にかけて実施しており、バッテリーの二次利用も含め、バッテリーの管理や共同利用の最適化も含めたシステムの有効性を検証している。実証研究では、必要なデータが得られた上で完了していることから、本調査で、同様の実証事業をパイロット事業として実施することは想定していないが、我が国による貢献策を検討するにあたっては、それまでの調査結果やインドネシア側の意向を踏まえ、こういった我が国の官民による取組や事業の成果を適宜活用すること。

### 第5条 調査の内容

以下の内容につき、調査を実施する。

#### (1) インドネシアにおける自動二輪車産業全般の動向

- 電動二輪車に限らず、自動二輪車産業全般の動向について情報収集を行う。
- 販売・生産・輸出実績等、現地組立や完成車に関する主要メーカーの国内・輸出市場の動向を把握する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大や近年の電動化政策の推進といった、既存の二輪車産業や市場へ影響も確認する。

#### (2) インドネシアにおける電動二輪車普及に向けた政府の取組及び電動二輪車産業の動向と課題

- 電動二輪車を対象とした販売・生産実績等、市場動向を把握する。
- インドネシア政府による電動二輪車普及に向けた総合的な政策・法令の実施状況を取りまとめる。
- 特に、インドネシア政府が行う、主要メーカーやユーザー向けの普及促進のための取組（助成金・税減免等のインセンティブ制度）や基幹部品、特にバッテリーに関する共通規格・試験方法の制定等の状況を把握する。

<sup>3</sup> プロポーザルにて提案すること。

- バッテリー製造も含めた国内における組立／生産等の段階的な実施に向けたインドネシア政府の取組を情報収集する。
- 国内外の主要メーカーの動向、特に新規電動二輪車生産に向けた設備投資や現地における基幹部品の調達に向けた状況を確認の上、メーカーや部品メーカーが直面する課題を把握する。
- 国内の電動二輪車のエンドユーザー（個人・企業）の動向を情報収集し、電動二輪車の購入価格やスペックに関する制約（航続距離や速度）等、電動二輪車の普及に向けた課題を把握する。
- 交換式バッテリーを対象とした充電インフラの整備状況と課題を把握する。また、バッテリーの仕様や交換システムの標準化等、交換式バッテリーを前提とした環境がどの程度整っているか情報収集し、課題を確認する。
- その他、バッテリーの研究開発や試験等、基幹部品における品質を担保する人材の育成状況等、関連する情報を整理する。
- 電動二輪車の修理・メンテナンス関連のサービス業の状況や、配車・宅配サービス等、電動二輪車の組立や生産以外の関連するサービス事業者の動向を確認する。
- また、電動二輪車と関連したソフトウェア開発等技術革新の動向を確認し、新たなサービスを提供している現地スタートアップ等に関する情報収集を行う。
- 上記の動向・課題を踏まえ、インドネシア国内における政府やメーカー等、電動二輪車の普及に向けた全般的な取組状況を評価するとともに、普及に向けた将来的な見通しを分析し、電動二輪車産業の振興に向けた、主要な課題を改めて特定する。

### (3) 他国におけるケーススタディ

- (2)で抽出された課題等の解決に向け、インドネシアにおける電動二輪車普及に向けた施策の参考となるようなベンチマークとなる国を3か国程度選定し、デスクトップ調査を行う。対象国は、南アジアや東南アジア諸国を対象とするが、インドネシア側の意向も踏まえ決定する。

### (4) パイロット事業の実施

- ケーススタディと並行して、インドネシア側の関心を踏まえて、これまで分析・特定されてきた課題のうち、交換式バッテリーの規格や交換システムの標準化に関するパイロット事業を実施する。バッテリーの適合性評価に関する試験等が想定されるが、実施時期や内容も含めた詳細は、工業省及び傘下の工業材料・製品技術センターと協議を行い、決定する。
- またパイロット事業の一環として、カウンターパート関係者の本邦招へいを実施する。詳細は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」のとおりとし、調査期間中に1回実施、最大5名程度を最大10日間のプログラムとする。受注者から1名が随行することを想定しているが、改めて調査の進捗やインドネシア側の意向も踏まえ、発注者と協議の上決定する。

### (5) インドネシアにおける電動二輪車産業振興に向けた施策等の提案

- これまでの検討を踏まえ、電動二輪車産業振興に向けたボトルネックについて、需要側、供給側双方の観点から施策を提案する。

- 本提案の時期を捉えて、前述の本邦招へいも含めたパイロット事業の成果の共有も兼ねた形で、インドネシア工業省等と連携して、現地でセミナーの開催（1回、50人程度の参加）を想定している。<sup>4</sup>

(6) 我が国による電動二輪車産業振興に向けた貢献策の検討

- パイロット事業や現地セミナーも含めたこれまでの調査結果及びインドネシア側との協議結果を踏まえ、本邦企業の技術やサービスの優位性等を踏まえつつ、官民間問わず我が国として、電動二輪車産業振興に向けたインドネシア側の施策に対していかに貢献可能か、貢献策を取りまとめ、インドネシア側と意見交換を行う。

## 第6条 報告書等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。成果品の提出スケジュールにつき、事前に発注者と調整した上で、契約上の期限内の提出を必須とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、報告書作成前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

- ・ 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部数：和文電子データ

- ・ インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始 1 か月以内

部数：英文電子データ

- ・ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果（ドラフト）

提出時期：2024 年 5 月を想定

部数：和文電子データ、英文電子データ

- ・ ファイナル・レポート

記載事項：調査全体成果（セットされた内容）

---

<sup>4</sup> プロポーザルにて提案すること。

提出時期：2024年7月を想定

部数：和文電子データ、英文電子データ、CD-R 和文・英文各2部ずつ（計4部）

別紙：報告書目次案

なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

別紙

## ファイナル・レポート目次案

※本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- 1 調査概要
  - (1) 調査の目的・背景
  - (2) 調査方針
  - (3) 調査内容・工程
  - (4) 調査団員・要員計画
  
- 2 インドネシアにおける自動二輪車産業全般の動向
  - (1) 市場の動向（販売／生産／輸出）
  - (2) 主要メーカーの動向
  - (3) 新型コロナウイルス感染症流行の影響
  - (4) 電動化政策の影響
  
- 3 インドネシアにおける電動二輪車産業の動向と課題
  - (1) 市場の動向
  - (2) インドネシア政府による関連政策の動向
  - (3) 主要メーカー・業界団体の動向と課題
  - (4) ユーザーの動向と課題
  - (5) 関連インフラの整備状況と課題
  - (6) 国内における生産・サプライチェーン強化に向けた動向と課題
  - (7) 関連サービスにおける企業の動向  
配車・宅配サービス等
  
- 4 他国におけるケーススタディ
  
- 5 インドネシアにおける電動二輪車産業振興に向けた施策の提案
  
- 6 我が国による電動二輪車産業振興に向けた貢献策の検討
  - (1) 日系二輪車メーカー・部品メーカーとの連携可能性
  - (2) パイロット事業の成果  
招へい事業、現地セミナー、バッテリー適合性評価等
  - (3) 具体的な貢献策の検討（ODA／非 ODA）

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	パイロットプロジェクトのテーマ、目的、実施期間	第4条(5)パイロット事業等の実施
2	現地セミナーのテーマ、回数、対象人数及び対象機関	第5条(5)パイロット事業等の実施
3	本邦招へいのテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関	第4条(5)パイロット事業等の実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：自動二輪車産業の調査等各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／自動二輪車産業政策
- 電動二輪車基幹部品／サプライチェーン／規格

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／自動二輪車産業政策）】

- ① 類似業務経験の分野：自動二輪車産業振興にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アジア地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：電動二輪車基幹部品／サプライチェーン／規格】

- ① 類似業務経験の分野：電動車基幹部品の開発支援にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

（詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)）

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

2023年5月より業務を開始し、2024年7月にファイナル・レポートを提出する。

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

#### 1）業務量の目途

約 21.82人月（現地：14.50人月、国内：7.32人月）

本邦招へいに関する業務人月1.82人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）

#### 2）業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/自動二輪車産業政策（2号）
- ② 電動二輪車市場動向
- ③ 電動二輪車基幹部品/サプライチェーン/規格（3号）
- ④ 電動二輪車普及促進
- ⑤ モビリティ技術革新/周辺産業

#### 3）渡航回数を目途 全20回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託等

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）や国内の法人への再委託を認めます。

- パイロット事業
- 本邦招へい

その他、再委託が必要な事項があれば、プロポーザルにて理由を付して提案すること。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 公開資料

- インドネシア自動車産業開発に係る情報収集・確認調査 ファイナル・レポート(JICA)  
(URL: <https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000045119>)

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

### (1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### **【上限額】**

#### **95,098,000円（税抜）**

なお、定額計上分 11,534,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### (2) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

#### (3) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	現地セミナー開催費	「第2章 特記仕様書案第5条（5）」	800,000円	会場借上費等	一般業務費	セミナー等実施関連費
2	本邦招へいにかかる経費	「第2章 特記仕様書案第5条（4）」	10,734,000円	直接経費と受入期間の業務人月 1.82 人月の報酬(3号を想定)	報酬、国内業務費	

(4) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ジャカルタ（日本航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／自動二輪車産業政策</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(—)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(0)</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	<b>8</b>
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>電動二輪車基幹部品／サプライチェーン／規格</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	